

人の生活、企業の活動に密接に関わる労働問題は、  
企業の「人生」そのものです。

企業の「人生応援団」として、あらゆる労使紛争に対応し、  
全力で闘うことをお約束します。

## 経営者の皆様へ



代表弁護士 戸田 哲(とだ さとし)  
所属:千葉県弁護士会

使用者側の皆様にとって、人を使って企業活動を行う以上、労働問題は日常的に発生する可能性のある、非常に身近な問題です。

優秀な「人材」を確保して、円滑な企業活動を行うためには、労働問題のトラブルの起きない組織を作っていくことが極めて重要です。

使用者側としての労働交渉、労働審判、労働訴訟、労働組合対応、顧問対応等の経験も豊富であり、数々の勝訴的解決や紛争防止を実現してきました。

労働者側の立場での主張も熟知しているからこそ、使用者側に立った場合に、労働者の一手二手先を読み、さらにはその心理状態を踏まえた交渉・協議を行うことが可能です。

また、こうした経験を活かして社労士会・税理士会・弁護士会・裁判所等で労働問題研修・セミナー等の講演も多数行っており、労働紛争の予防・解決のための活動に注力しております。

## 顧問契約の勧め

当事務所では顧問契約を締結することをご提案させていただいております。

労働トラブルに精通した弁護士が日常的な顧問サポートを行うことによって、労使トラブル予防することが極めて重要だからです。労使トラブルが発生すると、以下のようなリスクが生じます。

### 1. 労使トラブルによる多大な経済的コスト

例えば、解雇トラブルであれば、解決までの賃金相当額に加え、解決金の支出が強いられることがあります。また、残業代請求トラブルの場合、訴訟になれば付加金という形で本来の残業代の2倍強が強いられる可能性があります

### 2. 多大な人的コスト

労働審判では労使トラブルの経過を知る関係者の出席が必須となり、会社代表者や人事・総務担当者が平日の昼間に裁判所へ出頭する必要が生じます。また、煩雑な業務が多数生じますので、相当の時間と労力がかかります。このような事に経営者の時間を取られるのは、大変な損失であると言えます。

### 3. 会社の名誉・信用が低下するリスク

現代ではSNSが発達し、ネガティブな情報がすぐに、簡単に広まってしまいます。このことが会社の名誉・信用を損ねてしまい、取引先との関係や人材採用の面で大きな影響を及ぼしかねません。

上記のリスクは全て、弊所と顧問契約を締結することで未然に予防することが可能です。

顧問契約を締結することで、「予防法務」「臨床法務」「戦略法務」が可能となり、労務や契約書、債権回収やクレーム対応など、幅広く顧問弁護士として対応させていただきます。

## 顧問契約サポート

以下のチェックに当てはまる方は、顧問契約サポートをおすすめいたします。お気軽にご相談ください。

- ☑ いつでも相談できる「かかりつけ医」のような相談役がほしい！
- ☑ 法務や労務に関して、社長・人事担当での悩みが多い。専門弁護士にアウトソーシングしたい！
- ☑ 会社の労務問題を全て見直して、「働き方改革」を実現したい！
- ☑ 法律のことにも気を配る必要は感じているが、法務担当の社員を雇う余裕はない！
- ☑ 顧問弁護士はいるけど、月々の顧問料を払うだけで活用ができていない・・・

## 弁護士法人戸田労務経営の顧問契約プラン

	サービス内容のご説明	法務相談プラン (C)	一般法務プラン (B)	完全法務プラン (A)	法務・労務コンサルティングプラン (S)
プラン内容	4プランご用意しております。 こんな企業にお勧めします	30,000円	50,000円	100,000円	150,000円
プラン内容のご説明	各プランの費用は、会社の規模・従業員数によって加算される場合があります。詳細についてはお問い合わせください。	かかりつけの医者をつける感覚で気軽にご利用いただけます。困った時に法律相談をしたいという企業様にお勧めです。	書面作成・リーガルチェックなどを無料で行うことができますので、日常的に書面を作成する企業様にお勧めです。	相談をフリーで行うことができますし、労務に関する総合コンサルティングもかなり多くの対応が可能です。法務・労務部の担当として、紛争予防に万全を期すならこちらです。定期訪問も実施します。	相談・書面チェックがフリーなのはもちろん、労務コンサルティングで、労働者との対応を含めて全面的に行います。正に会社の一員となって全面的な対応を行います。外部でありながら、企業内弁護士の代替とお考えいただければよいでしょう。定期訪問は毎月行います。
対応時間の目安	プラン毎の1ヶ月当たりの弁護士の対応業務時間の目安です。各時間を上限として業務対応致します。	1ヶ月につき2時間	1ヶ月につき4時間	1ヶ月につき10時間	1ヶ月につき15時間
メール・電話相談	顧問契約ご契約者様限定のサービスです。メール、電話での簡単なご相談に応じます。	電話:1ヶ月3回、メール:5往復まで無料。ただし、簡易な内容に限ります(電話については1回最大20分程度)。	電話:1ヶ月5回メール:10往復まで無料。ただし、簡易な内容に限ります(電話については1回最大20分程度)。	回数問わず無料。ただし、簡易な内容に限ります(1回最大20分程度)。 ※弁護士直通電話のご案内有	回数問わず無料。ただし、簡易な内容に限ります(1回最大20分程度)。 ※弁護士直通電話のご案内有
定期訪問	御社に定期訪問を行い、現状の課題・改善点を洗い出しつつ、アドバイス・改善を継続的にを行います	×	△ 6ヶ月に1回 (ご依頼に応じて)	○ 2ヶ月に1回定期訪問を行います。	◎ 毎月定期訪問を行い、リアルタイムでの相談・課題改善をコンサルティングします
契約書、社内文書等のチェック (作成も承っております。別途お問い合わせください)	契約書のリーガルチェックを行います。通常料金は1通3万円(税別)からです。	△ 割引で対応	○ 簡易文書(2~3枚程度)月1通まで無料	○ 簡易文書(2~3枚程度)なら制限無し	◎ 複雑な書面チェックも可
内容証明郵便による請求書作成等	内容証明作成・発送を行います。通常料金は弁護士名無しで1通3万円(税別)~、弁護士名入りで1通5万円(税別)~です。	△ 割引で作成	○ 月1通まで無料	○ 月3通まで無料	◎ 月3通・弁護士名入りで作成可能
弁護士費用割引 (当事務所基準額から、着手金・報酬金を一定金額を割り引き)	実際に交渉や裁判などの事件の対応をする際に、着手金・報酬金を割り引きさせていただきます。	5%割引	10%割引	20%割引	30%割引
労務応援コンサルティング	当事務所の強みである労務分野について日常的な事務処理対応・紛争予防のための制度作りを含めた総合コンサルティングサービス(労務応援コンサルティング)を実施しております。詳細は別冊子をご覧ください。				
	①労働者採用・入社 ②就業規則作成・改訂 ③賃金制度改革・残業代対応 ④問題社員対応 ⑤メンタルヘルス問題対応 ⑥ハラスメント防止・安全管理対応	▲ 基本的には最小限のアドバイスのみです。 労務紛争トラブル対応については別料金にて対応することが可能です。	△ アドバイスや労務に関する書面の作成を中心とした対応となります。	○ 制度設計・規則制定のほか、社員との直接の対応を含めて対応することが可能です。 多くの労務トラブル予防・対応について弁護士による対応をお任せいただけます。	◎ 複雑な制度設計・整理解雇等を含めた困難な課題についても料金内で対応可能です。 労務に関するコンサルティングは全て網羅しております。

\*上記の表のサービス以外にも、法律相談やチャット相談、クレーム対応、出張講義・セミナー、過去のセミナーのDVDの提供など、数多くのサービスが顧問契約に含まれます。詳しくはお尋ねください。